○厚生労働省令第六十号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二第一項第一号イ中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に改め、同号ロ及びハ中「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に改め、同条第二項中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、「五万二千二百七十円」を「五万二千百五十円」に、「五万六千七百二十円」を「五万六千六百円」に、「二万八千三百六十円」を「二万八千三百円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の二第一項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十一号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二百二十八万千円」を「二百三十万円」に改め、同条第二号中「百八万七千円」を「百八万六千円」に改める。

別表第一(1)を次のように改める。

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
1級地の1	0.105	5級地の1	0.096
2級地の1	0.103	5級地の2	0.096
2級地の2	0.103	5級地の3	0.096
2級地の3	0.103	5級地の4	0.096
3級地の1	0.101	6級地の1	0.094
3級地の2	0.101	6級地の2	0.094
3級地の3	0.101	6級地の3	0.094
3級地の4	0.101	無級地の1	0.092
4級地の1	0.099	無級地の0	0.092
4級地の2	0.099		
4級地の3	0.099		
4級地の4	0.099		

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）の規定による市町村の地域区分による。

別表第一(2)を次のように改める。

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.038	Ⅱの地域10種地	0.022
Ⅰの地域9種地	0.038	Ⅱの地域9種地	0.022
Ⅰの地域8種地	0.035	Ⅱの地域8種地	0.022
Ⅰの地域7種地	0.028	Ⅱの地域7種地	0.019
Ⅰの地域6種地	0.015	Ⅱの地域6種地	0.014
Ⅰの地域5種地	0.010	Ⅱの地域5種地	0.010
Ⅰの地域4種地	0.000	Ⅱの地域4種地	0.000
Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令の規定による市町村の地域区分による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の事務費交付金から適用する。

○経済産業省令第二十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　経済産業大臣　枝野　幸男

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（電気用品安全法施行規則の一部改正）

第一条　電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の前の見出し中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同条に次の一項を加える。

2　市長は、法第四十五条第一項の規定により報告の徴収を行つたときは、令第五条第二項の規定により、遅滞なく、様式第十九による報告書を、当該報告の徴収に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。